（№　L-2021-004）

CI-NET LiteS実装規約改善要求書（CHANGE REQUEST）（案）

|  |  |
| --- | --- |
| 発信者記入欄 | 事務局記入欄 |
| 発　信　日　　2021年　6月8日 | 受　信　日　　　　年　　　月　　　日 |
| 会 社 名 | 反映対象バージョン： |
| 企業識別コード |  |  |  |  |  |  | Ver. | 2 | . | 2 | ad. | 0 |
| 部 署 名　LiteS規約WG | 事務局処理記入欄 |
| 担当者名 |
|  TEL:連 絡 先 FAX: |
| 件名　データ項目の新設（[1389]発注者代表者役職名） |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求内容】＜背景＞発注者代表者役職名は、実際の帳票における「支店長名」等に該当するため、新設する必要があるとの意見が委員より提示された。データ項目の定義はCR別添①の通り。1. 改訂内容

以下のデータ項目を新設する。

|  |
| --- |
| [1389]発注者代表者役職名　発注者のメッセージデータに対する代表者の役職名。 |

【例】代表取締役社長､常務取締東京支店長､東京支店調達部長対象メッセージ：確定注文メッセージ、注文請けメッセージ、鑑項目申込メッセージ、鑑項目承諾メッセージ、合意解除申込メッセージ、合意解除承諾メッセージ、一方的解除通知メッセージ、合意打切申込メッセージ、合意打切承諾メッセージ、一方的打切メッセージ、基本契約申込メッセージ､基本契約承諾メッセージ､ |

|  |
| --- |
| ◎ 改善要求内容（問題点、改善案、理由について詳しくお書き下さい）【要求の理由】　実際の基本契約､確定注文書､注文請け書等に､東京支店長等の役職を明示しているため、データ項目の新設が求められた。【既存ユーザ等への影響】　データ項目の修正となるため、システム改修が必要となる。システム開発者向けに、広く周知を図る必要がある。 |

（№　L-2021-004）

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る

改訂チェックリスト

CI-NET標準ビジネスプロトコルおよびCI-NET LiteS実装規約に係る改訂に関して、下記に示す項目についてチェック（○、×）を行い、問題がある場合にはその内容および改善の方向等について「指摘事項等」の欄に記載するものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 審議･検討日 | 2021年6月8日 |
| 審議機関 | （委員会／WG名等を記載）標準委員会／LiteS規約WG |

|  |  |
| --- | --- |
| 改訂内容 | （提案者、対象メッセージ、新規項目名称・摘要等を記載）・データ項目の新設（[1389]発注者代表者役職名） |

| チェック項目 | ﾁｪｯｸ | 指摘事項等 |
| --- | --- | --- |
| 1.既存ユーザへの影響度合い | ①実稼動しているシステムの改修度合 | △ | 実稼動しているシステムの改修が必要である。 |
| ②業務の見直し、変更への影響度合 | ○ | 従来業務からの変更は特に生じない。 |
| ③いずれのユーザの負担が大きいか | △ | 発注者、受注者ともに、システムの改修が必要である。 |
| ④及ぼす影響の具体的な範囲や内容が見えているか否か | ○ | 及ぼす影響の範囲は明確化されている。 |
| ⑤即時の対応が可能か否か | △ | 各EDIサービスおよびユーザ社内システムなどにて対応準備が整えられた後の対応となる。 |
| ⑥立場の違いなく対応が可能か否か | ○ | 立場の違いによる対応の差異は特にない。 |
| 2.各社固有の業務要件か | ①他ユーザの賛同の有無 | ／ |  |
| ②業務の変更による対応可否の検討有無 | ／ |  |
| 3.印刷要件か | ①各社の帳票出力に依存する項目が否か | △ | 請求書の帳票出力レイアウトに変更を生じるため、併せてシステム改修が必要である。 |
| 4.二重要件か | ①他項目での類似機能がないか | ○ | 他項目での類似機能はない。 |
| 5.定義の明確化 | 1. 類似項目との違いは明確か
 | ○ |  |
| ②規約全体を通して定義を明確にしているか | ／ |  |
| 6.改訂の緊急度 | ①即時対応の必要性の有無 | △ | 即時対応が必要となる。 |

|  |  |
| --- | --- |
| 審議結果 | (単に承認／非承認だけでなく、そのような結果となった理由等も記載)2021年度標準委員会第2回2021/12/21Ver.2.1 ad.７にてやり繰りできていること、システム改修、費用の過多のことを考慮して、L-2021-004は取り下げとするとしたが､基本契約申込メッセージ､基本契約承諾メッセージで使用するデータ項目であること､Ver.2.1 ad.8にて新設済みであることを確認できた｡よって､後追いであるが本CRを修正し、基本契約申込メッセージ､基本契約承諾メッセージで使用するデータ項目であることを承認とする。 |
| 今後の対応 | (上部審議機関への申し送り事項／差戻しの場合の再審議ポイントの提示など) |

|  |
| --- |
| 【チェック欄の凡例】○：問題なし△：やや問題あり／指摘事項に対する配慮があるとよい／：対象外／該当しない×：問題あり／指摘事項への対応が必要 |